

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

錦江町は平成 17 年 3 月に旧大根占町と旧田代町が合併した町で、鹿児島県大隅半島の中南部に位置している。東側は肝属山地、西側は鹿児島湾に面しており、西には鹿児島湾を挟んで薩摩半島、南には九州本島最南端の佐多岬がある。総面積は 163.19 k m²を有しており、県全体の 1.8%を占めるが、地域内の可住地面積は 23%になっている。

本町における人口の推移は、大正 9 年の第 1 回国勢調査から増加を続け昭和 30 年の 22,552 人とピークに達したが、直近の令和 2 年の国勢調査では 6,944 人となり昭和 30 年以降は一貫して減少を続けている。

一方、産業は、第一次産業では農業、第二次産業では製造業や土木建築業、第三次産業では小売業や医療福祉関連を中心として発展してきた。

昭和 35 年の国勢調査による産業別就業人口は、第一次産業 7,428 人 (74.1%)、第二次産業 832 人 (8.3%)、第三次産業 1,764 人 (17.6%) となっているものの、令和 2 年の調査結果では、第一次産業 983 人 (30.8%)、第二次産業 493 人 (15.5%)、第三次産業 1,711 人 (53.7%) となっている。

人口と産業別就業人口のピーク時を令和 2 年と比較した場合、双方ともに約 69%減少した状況になっている。

現在、町内の中小企業は人口減少とともに減少し続け、人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状をそのまま放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況になっている。

このような状況の中、各種事業者に対して先端設備等の導入による抜本的な生産性の向上を図ることにより人手不足や後継者不足に対応した事業を展開する必要があり、事業者を側面から支援するような仕組みづくりが喫緊の課題となっている。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小事業者の先端設備等の導入を促すことで、衰退しつつある事業者の活性化を図り、さらに雇用の創出や地域の活性化、経済の発展を目指し、これを目的として、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

錦江町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が錦江町の経済や雇用を支えており、これらの産業で幅広く事業者の生産性向上を目指す必要がある。したがって、多様な産業が多様な設備投資を支援する観点から、本計画の対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

錦江町の産業は、海岸沿線や平地、山間部など、広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実施する観点から本計画の対象地域は錦江町全域とする。

(2) 対象業種・事業

錦江町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり多様な業種が錦江町の経済と雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実施する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠組みを超えた海外輸出を見据えた連携等、多種多様である。よって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上の向上が見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意を得た日から2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進にあたって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 町税及び町に関連する公共料金を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(4) 町内産業振興を通じて、雇用の創出・にぎわい創出に繋げていくために、先端設備等導入計画期間内において、町内に従業員が従事する事業所を有する又は新規雇用が見込まれること。